

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：札幌市

1 地域活性化総合特別区域の名称

札幌コンテンツ特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

① 総合特区の目指す目標

「アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造」を目標とする。

「世界が最も映像を撮りたい都市」を創り、札幌・北海道を舞台とした映像が多数撮影され、かつ札幌・北海道産の映像を多数流通させることで、ロケ地としての札幌を宣伝し、次のロケを誘引するとともに、映像を観た人が世界各地から訪れ観光をはじめとした多様な産業に波及する循環を創出し、地域全体が活性化することを目標とする。

【解説】

最近の例では、道東でロケ撮影が行われ、1億人以上の中国人が鑑賞したといわれる中国映画「非誠勿擾」（邦題「狙った恋の落とし方。」）の影響で、道内への中国人観光客が映画公開前に比べてほぼ2倍になるなど、映画が観光に大きな影響を与えることが明らかになっている。

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：札幌におけるロケ撮影等映像制作の誘致・実施による経済効果

数値目標(1)：(平成22年度) 10.6億円 ⇒ (平成27年度) 25.02億円

評価指標(2)：札幌の事業者が制作した映像の海外輸出額

数値目標(2)：(平成22年度) 0.2億円 ⇒ (平成27年度) 2.3億円

評価指標(3)：映像コンテンツ視聴者が観光に訪れるによる観光産業等への波及効果

数値目標(3)：札幌市への外国人宿泊者実人数 (平成21年度) 50万人 ⇒ (平成27年度) 115万人

3 特定地域活性化事業の名称

「アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造」を目標とし、札幌・北海道を舞台とした映像が多数制作され、それらの映像を多数流通させることで、撮影をはじめとする映像制作による経済効果の

増大、映像輸出の増加、映像視聴者による観光誘客や物販などを促進し、他産業への波及も含めた地域の活性化を図る。

このため、規制の特例措置や財政の支援措置等を活用しながら、ロケ撮影に係る許可申請書類の作成、外国からのロケ撮影隊のロケーションコーディネート及び外国からのロケツアー観光客の案内等を行う制度で札幌市長が所定の研修を受けた者に対して認定を行う「リエゾンオフィサー制度」を始め撮影・制作環境の向上に向けた地域独自の新しい仕組みづくりを行っていく。

①<国内外からの観光客受入促進事業>

(規制の特例措置（地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業）、別紙2-1)

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

①<コンテンツ産業強化対策支援事業>（コンテンツ産業強化対策支援費、別紙2-3）

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

- ・道路交通法に基づく撮影に係る道路使用許可の迅速化等

撮影に係る道路使用許可の申請時における着眼点を始め、知見の共有等について北海道警察と協議を継続する。

- ・国有財産法に基づく撮影に係る国有財産使用許可の迅速化

財務省による通達において、既に撮影に係る許可の基準等が示されており、財務省は各施設管理者に当該通達の周知徹底を図ることとしている。当該通達を踏まえ、各施設管理者と協議を継続する。

- ・河川法に基づく撮影に係る河川占用許可等の迅速化

撮影に係る河川占用許可等の基準の文書化や手続の迅速化等について北海道開発局と協議を継続する。

- ・道路法に基づく撮影に係る道路占用許可の迅速化

撮影に係る道路占用許可の基準の文書化や手続きの迅速化等について北海道開発局と協議を継続する。

- ・道路法に基づく撮影に係る特殊車両通行許可の迅速化

許可申請に際し、申請経路の選択や申請期間に一定の幅を持つことで、対応可能。

- ・空港で行われるX線検査によらない撮影済みフィルムの保安検査の確実な実施

X線検査によらない撮影済みフィルムの保安検査について各航空会社と協議を継続する。

- ・自然公園法に基づく撮影に係る国立公園等使用許可の迅速化

撮影に係る国立公園等の使用許可の迅速化等について北海道地方環境事務所と協議を継続する。

別紙2－1 <規制の特例措置（地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業）>

1 特定地域活性化事業の名称

＜国内外からの観光客受入促進事業＞

(規制の特例措置（地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業))

2 当該特別の措置を受けようとする者

札幌市が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し、登録を受けた者

3 地域活性化事業の内容

① 事業概要

札幌市が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し、登録を受けた地域活性化総合特別区域通訳案内士の育成、確保、活用を図る。

② 事業に関与する主体

札幌市、(財)さっぽろ産業振興財団、(公財)札幌国際プラザ

③ 事業が行われる区域

札幌市内全域

④ 事業の実施期間

平成24年度から平成28年度

なお、政府における総合特別区域法の施行状況の検討や札幌市の本事業の活用状況を踏まえ、当事業実施中に継続等の実施期間についての再検討を行う。

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

地域活性化総合特別区域通訳案内士が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことが可能となる。

⑥ その他

なし

4 当該措置の内容

① 通訳案内士等の現況について（平成24年4月1日現在）

通訳案内士は北海道全体で267人（うち札幌市内166人）、地域限定通訳案内士は北海道全体で85人（うち札幌市内58人）である。

＜通訳案内士＞

英語	フランス	スペイン	ドイツ	中国	イタリア	ロシア	韓国	合計
177 (104)	6 (5)	7 (6)	8 (6)	36 (22)	2 (0)	11 (8)	20 (15)	267 (166)

＜地域限定通訳案内士＞

英語	中国語	韓国語	合計
50 (36)	24 (15)	11 (7)	85 (58)

＜外国人宿泊者数の分析（札幌市内）＞

（単位：人）

		平成18年度	平成22年度
合計		501,847	620,464
アジア		454,300	563,265
台湾		229,828	135,675
香港		118,763	135,022
中国		15,881	109,395
韓国		60,370	97,304
シンガポール		18,262	45,488
マレーシア			17,634
タイ		2,025	12,334
フィリピン			681
インド			373
その他		9,171	9,359
ヨーロッパ		17,272	17,699
北米		14,087	15,775
オセアニア		4,417	8,627
中南米		537	966
アフリカ		457	406
不明		10,777	13,726

※平成18年度のマレーシア、フィリピン、インドについては、少数のため未統計

上表のとおり、国別に見た外国人宿泊者の推移を見ると、アジアが90%以上とほとんどを占めており、その内訳をみると、英語圏であるシンガポールとフィリピン、中国語圏（台湾は減少しているものの、中国と香港を含めた中国語圏全体では増加）、韓国が増加しているほか、近年ではマレーシア、タイ、インドからの宿泊者数の増加が特に顕著である。

このため、英語圏、中国語圏、韓国、マレーシア、タイ、インドからの旅行客については、既に札幌市内に来訪している層に対してロケ地の観光案内を推奨するとともに、当該地域において札幌市内で撮影した映画の流通を促進することにより、新規旅行層の需要創出を図る。そのほか、上記以外のアジア圏（特に ASEAN諸国）においても、札幌市内で撮影した映画の流通を呼び水に今後の来訪客数の増加を図る。

受入側である通訳案内士数については、英語資格保有者は札幌市内において140名となっており、北海道庁で現況調査を行いホームページ掲載について希望を確認したところ英語資格保有者の49名となっている。そのため、49名が稼働している英語資格保有の通訳案内士及び地域限定通訳案内士を考えると、団体観光客のみならず個人旅行客への対応について通訳案内士の不足が考えられ、そのほか、札幌市内で撮影した映画の流通に伴い、シンガポールやフィリピンをはじめとする英語圏の新規訪日旅行客が増加することにより、ガイドの不足が大幅に生じるものと考える。また、中国語圏、韓国からの来訪人数に比して札幌市内の通訳案内士及び地域限定通訳案内士の数がそもそも37名、22名と少ない。

以上により、札幌コンテンツ特区における受入体制の整備として、通訳案内士及び地域限定通訳案内士と連携しながら、英語、中国語、韓国語に加え、マレー語やタイ語、ヒンディー語を用いるガイドの体制を整える必要がある。

なお、札幌市における2008年3月時点の外国人登録数は、中国(台湾含む)3,255人、韓国・朝鮮2,714人、タイ98人、インド95人、マレーシア87人となっており、特区ガイド候補として支障がないものと考えている。

② 語学力の条件及び研修の内容について

i) 語学の条件について

対象言語は、初年度から英語、中国語、韓国語、マレー語、タイ語、ヒンディー語としており、英語に関する必要要件については、以下のとおりとする。

- ・TOEIC 750点以上 もしくは英検2級以上（1級、準1級、2級）を取得していること。
- ・TOEIC、英検のいずれも登録申請時から1年以内に取得・合格したものと有効とする。

また、英検2級保持者については、札幌市の実施する英会話研修の受講（研修時間：10時間）を義務づけるものとする。

なお、英語以外の言語については、有識者により同程度基準を設けることとし、対象言語の英検準1級以上相当のスピーキングスキルに達していることを条件とする。

ii) 研修の内容について（合計：6日間）

「コミュニケーション・ホスピタリティ」「札幌の地理・歴史、案内可能なロケ撮影地」「観光客特性」「旅程管理」「救急救命」「現場実習」の6項目について、それぞれ市が実施する研修を受講させることとする。以下各項目の内容について述べる。

なお、研修はすべて日本語で実施する。

研修科目	研修内容	ガイド設定のための要件	時間	想定する講師
コミュニケーション・ホスピタリティ	・外国人旅行者に対するマナーに関する知識 ・おもてなし精神の涵養	「当該研修」を受講	2H	インバウンド受入実績の多い宿泊施設関係者
札幌の地理・歴史、案内可能なロケ撮影地	・札幌の地理・歴史及びロケ撮影地に関する知識 ・作品内容・制作過程に関する守秘義務 ・ロケ地の資源活用のマナーとロケ地提供者へのプライバシー保護に関して	「当該研修」を受講	10H	リエゾンオフィサー
観光客特性	作品性・受入対象国の観光客の特性及び嗜好	「当該研修」を受講	2H	札幌映像機構
旅程管理	旅行者の移動の円滑化に関する知識、運送機関及び宿泊施設に関する知識、安全対策及び事故発生時の対応に関する事務処理の能力等	観光庁長官の登録を受けた機関が実施する国内用旅程管理研修のうち、法令に関する項目以外の内容を受講すること	10H	観光庁長官の登録を受けた機関
救急救命	AEDの取扱い、応急手当の知識・技術	日本赤十字、消防局等が実施する「基礎講習」「普通救命講習」を受講すること	3H	
現場実習	総合的なガイドスキルの取得	「当該研修」を受講	18H	札幌映像機構

○ 「コミュニケーション・ホスピタリティ」（研修時間：2時間）

市が委託により実施する研修を受講するものとする。インバウンド受入実績の多い宿泊施設関係者を講師として、外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識や、おもてなし精神を学ぶものとする。

○ 「札幌の地理・歴史、案内可能なロケ撮影地」（研修時間：10時間）

リエゾンオフィサーを講師として、札幌市の地理・歴史及び案内可能なロケ撮影地について学ぶものとする。

更に、ロケ地観光の対象地は一般的な観光施設とは限らないため、当該ロケ撮影地特性について学ぶものとし、また、その対象作品に関する知識、制作段階の逸話等学ぶとともに、公開・非公開の情報を学ぶものとする。

そのほか、観光客の心無い行為により、当該ロケ地が次の撮影に使えなくなる事を避けるため、ロケ地観光場所の資源活用のマナーとロケ地観光場所提供者へのプライバシー保護に関する事項を学ぶものとする。

○ 「観光客特性」（研修時間：2時間）

ロケ地観光では、受入を想定しているアジアをはじめとする対象国の観光客によりその行動特性が異なる。観光客が映画の舞台や俳優を撮影した場所の共有を主目的とするツアーや、一般的な観光ルートとして望む場合もあり、更に作品によって聖地観光として位置づけられる場合もあるため、そのような状況に対応すべく、本研修にて受入観光客の対象国ごとのニーズとガイド候補地の特性を学ぶものとする。

○ 「旅程管理」（研修時間：10時間）

観光庁長官の登録を受けた機関が実施する国内用旅程管理研修のうち、法令に関する項目以外の内容とする。

○ 「救急救命」（研修時間：3時間）

日本赤十字、消防局等が実施する「基礎講習」「普通救命講習」を受講させることで、AED（自動体外式除細動器）の取扱や応急（救命）手当の知識・技術を習得させることとする。

○ 「現場実習」（研修時間：18時間）

上記の座学研修内容をより熟知してもらう為に実際のロケ地観光の候補地に赴き、その場において研修内容を実践する。

この機会を通じて受講者の熟度、プレゼンテーションの能力、コミュニケーション能力、行程管理能力、語学力を習得する。

Ⅲ) 研修効果測定方法について

上記のとおり、市が委託により実施するii)に係る研修をすべて受講し、語学力の要件も満たすものは、登録にあたり口述試験を受けることとする。この口述試験は、1人あたり10分程度の面接形式とし、研修の理解度を測る他、対象言語のスピーチングスキルやプレゼンテーション能力についても審査の対象とする。また、英検2級保持をもって口述試験に臨む受験者に対しては、英検2級保持者向けの言語研修の受講を経て英検準1級相当のスピーチングスキルに達していることを測定する。

なお、英語以外の言語については、対象言語の英検準1級以上相当のスピーキングスキルに達していることを条件とする。

iv) 地域活性化総合特別区域通訳案内士制度の策定・研修実施に係るスケジュール

[2012年度]

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		・研修制度の設計 ・講師との事前調整 ・候補地の選定等					受講者 募集	研修&認定	

③ 地域活性化総合特別区域通訳案内士のPR等について

本特区では、地域活性化総合特別区域通訳案内士のPRを札幌市が関係機関と連携し実施する。それに当たっては、HPや媒体広告等、観光団体への周知、旅行博等の機会を通じてユーザーとなる当該国の旅行関係者に対してプロモーション活動を行うことで活用を促進する。

なお、実施主体である（財）さっぽろ産業振興財団内に設置する特区推進組織の札幌映像機構のホームページにおいて、土日を含めてガイドサービスに係る案内・ガイド予約受付を行い、地域活性化総合特別区域通訳案内士登録者については、当該媒体を通じて外国人利用者のニーズに応える体制を整える。

また、特区ガイドにはガイド対象区域が札幌市域である点、そのほか北海道単位で案内ができる地域限定通訳案内士や、日本全国で通訳ガイド業務ができる「通訳案内士」の資格がある旨を、制度広報時や研修時において説明を行うこととする。

別紙2－3 <コンテンツ産業強化対策支援事業>

1 一般地域活性化事業の名称

<コンテンツ産業強化対策支援事業（コンテンツ産業強化対策支援費）>

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

(1)セミナー事業（MOU推進）

海外市場との連携強化により、国際共同制作を促進することを目的として、国際見本市等において札幌コンテンツ特区の枠組みや北海道発の映像の販路開拓に資するセミナーの開催を行う。

(2)国際見本市の開催及び出展事業

国際見本市を開催し、ビジネスマッチングを実施するとともに、海外の国際見本市に出展し、海外市場との連携を強化する。

(3)海外市場連携強化のための調査

ア. 海外ロケ地における取組調査（ファンド検討含む）

イ. リエゾンオフィサー制度調査研究

制度設計研究会及び課題抽出事業

ウ. リエゾンオフィサー制度普及セミナー事業

(4)コンテンツ産業人材発掘・育成事業

国際展開や共同制作を促進するために、映像産業の発展著しい地域の現状把握とノウハウを国内及び各国の代表的若手プロデューサーが共有し、かつ、そのネットワーク化を図る。

② 支援措置の内容

コンテンツ流通促進のため、国際的ネットワークを強化し、国際共同制作の推進及び見本市機能を強化する。また、リエゾンオフィサー制度の導入により、映像制作支援体制の強化を図る。

③ 事業実施主体

札幌映像機構（SCREEN さっぽろ）および地域協議会構成員

④ 事業が行われる区域

札幌市内全域および近隣都市、海外

⑤ 事業の実施期間

平成24年7月～平成26年3月

別紙2－8 <地域において講ずる措置>

1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

<札幌コンテンツ特区の推進にあたり、新規に創設した事業>

- ・札幌コンテンツ特区推進事業費

特区推進組織（札幌映像機構（SCREEN さっぽろ））の運営費・人件費（10.8百万円）

- ・国際映像制作人材育成事業

MOU締結済の韓国・釜山市で開催の「Asian Film Academy」への人材派遣（1百万円）

- ・札幌ロケ撮影助成金

札幌でのロケ等映像制作の促進に向けた助成金（30百万円）

- ・映像コンテンツ流通に向けた調査・テスト出展事業

新たな市場、有望な市場の発掘に向けた調査とテスト出展に係る事業（1.5百万円）

<既存事業>

- ・フィルムコミッション事業（H19年度より措置）

- ・北海道ロケ支援体制整備事業（H23年度より措置）

- ・映像コンテンツ販路拡大事業（H23年度より措置）

- ・映像関係人材育成事業費補助金（H13年度より措置）

- ・IT・バイオ・デジタルコンテンツ立地支援制度（H19年度より措置／限度額2千万円）

- ・ものづくり産業立地支援制度（H21年度より措置／限度額5億円）

- ・新事業支援資金（H18年度創設／限度額5,000万円 融資利率年1.10%以内）

- ・札幌元気チャレンジファンド（H18年度～H28年度：総額5億6千10万円）

- ・ロケーション受入環境整備事業（H21年度より措置）

- ・姉妹都市記念映像制作事業（H23年度より措置）

- ・札幌国際短編映画祭負担金（H18年度より開催）

2 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・特区推進に必要となる市独自の規制緩和やルール設定にあたっては、平成23年8月に開設した「札幌コンテンツ特区推進本部」において検討・調整のうえ、積極的に推進する。

- ・ロケ撮影に係る規制のうち、市有施設や条例により規定される札幌市が権限を有するものについても対応窓口を一元化し、効率的に処理を行う。

- ・公園等、区分によって許可取得の方法や申請様式が異なるものについては、条例等の改正により、様式の統一、手続きの簡素化を図る。

- ・札幌市が所有する関係施設や文化財等において、撮影に係るファシリティマネジメント契約の導入を促進するとともに、ロケ使用に係る柔軟な対応について、各施設管理者に向けた通達を行う。

3 地方公共団体等における体制の強化

- ・平成 23 年 8 月、札幌市役所内に特区に係る事業の推進主体となる「札幌コンテンツ特区推進本部」を開設し、平成 24 年 4 月に特区推進担当課長（1 名）、係長（1 名）を配置。
- ・平成 24 年 5 月、札幌市の出捐団体である財団法人さっぽろ産業振興財団内に、札幌コンテンツ特区に係る事業の推進・運営主体「札幌映像機構（SCREEN さっぽろ）」を設立。

4 その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・ロケ撮影の誘致にあたっては、地域住民の理解が重要であることから、札幌市による子どもをはじめとした住民への映像教育を通じ、コンテンツ産業に対する理解を深める機会を積極的に設ける。
- ・映像産業振興においては、人材育成が極めて重要であることから、北海道経済産業局及び札幌市による映像人材の育成につながる事業を実施していく。
- ・平成 20 年 10 月、札幌市と韓国・釜山広域市との間で映像産業振興に関する了解覚書（MOU）を国内の地方都市としては初めて締結した。
- ・平成 24 年 3 月、経済産業省北海道経済産業局の主催の「札幌コンテンツ特区セミナー」において、コンテンツ関連業界関係者等を対象に、札幌コンテンツ特区の趣旨・概要を説明し、理解の醸成に努めた。今後はこうした機会を札幌市が中心となって積極的に創設し、札幌コンテンツ特区に対する市民・企業からの支援・協力を仰ぐ。
- ・海外におけるトップセールスを実施する。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

① 主体が既に特定されている場合

対象事業名	<国内外からの観光客受入促進事業> 別紙2-1関係
名称	<p>①札幌映像機構（SCREENさっぽろ）：札幌コンテンツ特区全般の推進 ※財団法人さっぽろ産業振興財団内の組織</p> <p>②公益財団法人札幌国際プラザ：地域活性化総合特別区域通訳案内士の研修</p>
住所	<p>① 〒062-0901 札幌市豊平区豊平1条12丁目1-12 札幌市デジタル創造プラザ TEL：011-817-5711</p> <p>② 〒060-0000 札幌市中央区北1条西3丁目札幌MNビル3階 TEL：011-211-3670</p>
概要	<p>①</p> <p>設立：平成24年5月1日 業種：サービス業</p> <p>業務概要：</p> <p>札幌コンテンツ特区の推進機関として以下の業務を行う。</p> <p>ア 札幌コンテンツ特区に係る戦略立案とその遂行 イ 規制申請手続き（リエゾンオフィサー代行） ウ リエゾンオフィサーカリキュラム作成・ロケ地派遣 エ セミナーの開催（トップセールス、MOUの締結を含む） オ ファンドの運用 カ 国際共同制作・海外展開支援 等</p> <p>②</p> <p>設立：平成3年7月31日 業種：サービス業</p> <p>業務概要：</p> <p>ア 多様な国際交流や協力の促進 イ 異なる文化を理解し、共生する街づくりの推進 ウ 国際的な人材の育成 エ 国際都市札幌の魅力発信 オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	札幌コンテンツ地域活性化総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月8日（任意協議会の設置日：平成23年1月28日）
地域協議会の構成員	※別表のとおり。
協議を行った日	<地域協議会> (第4回) 平成24年5月23日 ※平成24年6月7日 Eメールにて確認
協議会の意見の概要	(第4回) <財政支援措置について> 1. セミナー事業について、海外の映像産業に積極的に取り組む都市や、映像振興機関との信頼関係を構築し、MOU（協定）を結ぶことで積極的なトップセールスを行うルートが確立され、特区のPRにより、信頼のできる外国企業と札幌・北海道を舞台とした国際共同制作などがより一層促進される。また、協定対象国での「国際見本市出展」など、海外市場との連携を強化することで、コンテンツの輸出をより一層促進することができる。 2. セミナー事業について、海外市場との連携強化や国際共同制作など地域においてこうした取り組みをしていくということは大変関心がある。スキームづくりをこれから北海道で行い、特に東アジアのところで色々と発信することはできると思う。 3. 国際見本市開催及び出展について、一昨年3月、香港フィルムマートに初出展し、北海道のブランドの強さというものを感じた。ニーズは非常に多いがコストやマンパワーの問題もある。今社内で整備をかけているところであるが、今回の特区の動きがあり我々としても非常に期待している。 4. 国際見本市開催及び出展について、香港やシンガポールに行くと買い付けに来ている人が大勢いた。向こうも編成するのに年間50週あるので、代理店も放送局も50本まとめて買う傾向がある。このようなことは、出展してはじめてわかった。今後は、例えば、マレーシア、タイ、台湾、香港、それぞれの国で、北海道のイメージや何が欲しいのか、それを現地へ出向いて勉強するなり、会って話さなければならないという意識が会社の中でも高まっている。北海道をアジアに売り込んでいく一つの力にもなりたいので、できるだけの力を使って社としてもやっていきたい。 5. 国際見本市開催及び出展について、テレビ番組については去年7月から

デジタル化ということで、流通をしていく手段、ルートというのが今までとは考えられないくらい手軽になって、どんどん変革している。例えば現地の放送局、現地の機関を飛び越えて、ダイレクトに現地の消費者ということも考えられるようになってきた。そのあたりの対応を検討しなくてはいけないと会社でも考えている。

6. 海外市場連携強化のための調査（ファンドの設計）について、この協議会でも幾度か議論されているとおり、札幌コンテンツ特区で創設を目指すファンドは、投資対象を映像制作だけに特化するのではなく、映像作品に関連する商品開発やロケ地観光、その他作品のネーミングを活用したブランド展開等も投資対象に加えるなどの新たなファンドを創設したいと考えている。このファンドの創設と、トップセールスを進めることで、海外資金又は共同出資による映像制作を増加させ、海外に見せたいもののコンテンツ化を促進することができるものと考えている。
7. 海外市場連携強化のための調査（ファンド設計）のところで、少し投資の対象を広げてというような検討になっている。その辺も踏まえて、ファンドという仕組みを使って、このコンテンツという分野の中でどのような機能、役割を担えるのか、改めて考えなければいけない。特に、海外への映像配信といったところが前面に出て来ている中で、我々にとってはまだ経験のない分野なので、どのような商取引が実際に行われているのかといったところを調査のうえ、あくまでもファンドは金融上のブリッジ機能なので、どのような場面で、どのようなブリッジができるのかを考えたい。
8. 海外市場連携強化のための調査（リエゾンオフィサー制度の設計・運用）について、国や札幌市内部の「撮影許認可手続きの改善」を進めるとともに、特区申請書に記載のとおり、撮影場所やスタッフの手配、撮影許認可申請、その他安全管理等を行う総合的な監督者として、所定の研修を修了した者に札幌市長が公的に認定する「リエゾンオフィサー制度」を創設し、撮影環境の整備・改善により、映像制作案件を増加させたい。
9. 海外のテレビプロデューサーらとの会話の中で、多分札幌市全体で、コンテンツを作れる環境づくりをいち早く行うのが大事なのかなと思う。
10. リエゾンオフィサー制度について、ロケコーディネーターは、30年間やっても何の権限も与えられない。現場では権限を持った人にその都度お伺いを立てていくので、非常に時間と労力がかっている。それで時間をロスして、撮影の順番を変えざるを得ないということがあった。リエゾンオフィサーというきちんと認定された権限を与えられて、当然ペナルティも必要と思うので、ある意味規制緩和と同時に規制の強化で良いと思う。ぜひこのリエゾンオフィサーという制度を一日も早く制度化し、我々も一生

懸命勉強してきちつとした形で撮影に貢献できるようにしたい。

1 1. リエゾンオフィサー制度というものの性格としては、今までのルールが消えるわけではなく、今までルールはルールとして残り、EXPRESS ラインができるというようなイメージを持っていただけるとよい。そしてもう一つは、今までほとんど撮影できなかつた施設での撮影が可能になるという道筋ができることである。例えば、財務省の国有財産の中での撮影行為というのは殆ど認められていなかつたと我々の経験の中で感じているが、ある一定のルールを満たせば、今後その EXPRESS ラインを使うことによつて、それが可能になってくるということは大きな前進だと思っている。今後色々な制度設計をこの映像機構の映像制作環境整備の部会の中で進めていくが、いかに EXPRESS ラインの中での充実を図っていくかということが鍵になっていくと思う。リエゾンオフィサー制度が発足した際には、地元の放送局やプロダクション、そして旅行会社、運送業社の皆様にもご参画いただき、制度設計の段階から、多数の皆様にご協力をいただければと考えている。

1 2. 国際的人材発掘・育成事業について、国内及び海外の有望な若手人材のネットワーク化を図り、各国の映像産業に関する現状把握やノウハウを共有することで、将来的に札幌・北海道を舞台とした国際共同制作の実現に繋がることを期待する。

1 3. 国の財政支援事業を受託するにあたっては、法人格を有し、公平性、透明性が担保され、札幌コンテンツ特区の目的に沿つて事業内容を実施できる機関であることが必要であるため、当該財政支援事業の実施団体としては、特区推進組織「札幌映像機構」を組織する（財）さっぽろ産業振興財団を受託先として、当協議会において決定する。

<規制特例措置について>

1 4. 通訳案内士法の特例について、外国人のロケ地観光等を促進するために、外国語を用いて有償で通訳案内を行う者の増員を図る必要があり、本特例によって所定の研修を終了し、登録を受けた地域活性化総合特別区域通訳案内士の育成、確保、活用を図るべきである。事業に関与する団体としては、札幌市、財団法人さっぽろ産業振興財団、公益財団法人札幌国際プラザが推進することが望ましい。

<地域において講ずる措置について>

1 5. 札幌市独自のインセンティブとして、映像制作誘致のための助成金制度や、札幌市の市有施設に係る撮影許認可手続きの簡素化・迅速化に向けた独自ルールの設定等を計画している。

	<p><特区計画について></p> <p>1 6 . 今回の特区計画において掲げた財政支援措置や規制特例措置の活用や、地域において講ずる措置により、「撮影規制の改善」、「リエゾンオフィサー制度」、「MOU」や「ファンド」がそれぞれ有効に機能することにより、札幌・北海道のプロモーションを意識した映像制作がより一層促進され、国際見本市への出展をはじめ、国内外の市場で映像が流通・視聴されることで、映像に関連する商品の販売や輸出の拡大、観光入込数の増加等の効果をもたらし、道内他産業の収益増加などが期待される。こうした恩恵を受けるであろう道内企業やMOU対象国の外国企業に対し、札幌市からPRや積極的な働きかけを行い、ファンドへの出資を募るなど、また、新たな映像制作へと循環する仕組みを構築したい。</p> <p>1 7 . 本年5月1日に特区推進組織を、財団法人さっぽろ産業振興財団の内部組織として設置した。この組織の名称は、「札幌映像機構」とし、また、英語での名称は「SCREEN AUTHORITY SAPPORO」とした。</p>
意見に対する対応	1 . ~ 1 7 . については、意見を踏まえ、計画に記載した。

札幌コンテンツ地域活性化総合特別区域協議会
(略称「札幌コンテンツ特区協議会」)

1 構成員

札幌市	行政機関
北海道	
北海道放送株式会社	放送局・映像製作会社等
札幌テレビ放送株式会社	
北海道テレビ放送株式会社	
北海道文化放送株式会社	
株式会社テレビ北海道	
株式会社プリズム	
株式会社クリエイティブオフィスキューブ	
NPO法人北海道映像産業振興連盟	
株式会社電通北海道	
北海道ベンチャーキャピタル株式会社	金融機関
株式会社北洋銀行	
株式会社北海道銀行	
社団法人北海道観光振興機構	観光
公益財団法人札幌国際プラザ	
一般社団法人札幌観光協会	
株式会社 JTB 北海道	
独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センター	貿易・運輸
一般社団法人北海道貿易物産振興会	
札幌商工会議所	
ヤマト運輸株式会社 北海道支社	
一般社団法人北海道映像関連事業社協会	社団・財団
一般社団法人札幌・北海道コンテンツ戦略機構	
財団法人さっぽろ産業振興財団	

2 オブザーバー

国立大学法人北海道大学大学院 情報科学研究科

総務省 北海道総合通信局 情報通信部

経済産業省 北海道経済産業局 産業部

国土交通省 北海道運輸局 企画観光部

国土交通省 北海道開発局 開発監理部

北海道警察本部 交通規制課

日本放送協会札幌放送局 放送部

北海道行政書士会

株式会社 QPR